

彩の国いきがい大学入間学園第9期同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は彩の国いきがい大学入間学園第9期同窓会（以下「本会」と略す）といい、通常「9期同窓会」と称す。

(構成及び会員)

第2条 本会は彩の国いきがい大学入間学園第9期卒業生をもって組織し、会員は本規定に定める会費を納めたものとする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、代表世話人宅に置く。

(目的)

第4条 本会活動を通じて親しい人間関係を作る。

(ホームページの構築)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、ホームページ（HP）を構築し運営する。

第2章 世 話 人

(世話人と任務)

第6条 本会の運営のため世話人を置き、その任務は次の通りとする。

- (1) 会員の中から5-10名程度の世話人を置き、世話人は班およびクラブの自主的活動の手助けと共に、必要に応じた全体活動の計画実行を行う。
- (2) 世話人の内1名を代表世話人とし、代表世話人は本会を代表し会務を行う。
- (3) 世話人の内1-2名を会計とし、会計は会費の徴収および支出の業務を行う。
- (4) 世話人の内1-2名と自発的申し出の会員とでHPグループを構成し、HPグループはHPの運営を行う。

(選出)

第7条 世話人は、会員の自発的申し出あるいは推薦により選出する。また、代表世話人、会計はそこから互選により選出し総会で承認を得る。

なお、代表世話人が職務を遂行できない場合は世話人の中から互選により暫定代表世話人を選出する。

(任期)

第8条 代表世話人の任期は1年とする。暫定代表世話人を選出した場合、その任期は前任者の残任期間とする。世話人の任期は特に定めない。

第3章 会 議

(総会)

第9条 総会は代表世話人が招集して毎年1回開催し、次の事項を審議議決する。HPの活用により総会に代えることができる。

- (1) 予算、決算及び活動に関する事
- (2) 世話人、代表世話人、会計の承認
- (3) 会則の制定及び変更に関する事
- (4) その他の必要な事項

(会議の議決)

第10条 出席者の過半数をもって承認する。総会の議長は代表世話人がなり、同数の場合は議長が決する。

第4章 運 営

(会運営)

第11条 世話人会は、原則月1回開催する。電子通信によって会議に代えることができる。

(会活動)

第12条 会の活動は、班およびクラブの自主的な活動を主とし、世話人はこれらの活動の手助けをするとともに、必要に応じて全体活動を計画実行する。連絡には原則HPを活用し、郵送による通知・案内等は行わない。HPにアクセスできない会員は、情報を得るためにHPにアクセスできる会員と適宜連絡しあえる関係を確立する。

第5章 会 費

(会費・会計年度)

第13条 年会費は300円とする。ただし、その金額については予算に応じて適宜変更できるものとする。

第14条 年会費は、途中退会でも返却しない。途中入会の場合でも、年会費は全額を納める。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月に始まり翌年3月に終わる。

付則 この会則は、平成30年4月（総会日）6日から施行する。